

## 消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の概要

予防課

### 1 はじめに

平成28年2月24日に、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第6号。以下「改正告示」という。）が公布されました。

今回の改正は、近年、IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）が普及していることに鑑み、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「基準告示」という。）を改正することにより、IP電話回線を使用する場合の火災通報装置に係る技術上の基準等について所要の整備を行ったものです。

本稿では、改正省令及び改正告示の概要を解説します。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

### 2 改正の背景等

改正前の規則及び基準告示は、火災通報装置にアナログ電話回線を使用することを前提とした規定となっており、IP電話回線に接続した場合には、消防機関からの呼返しを受信できないおそれや停電時に通報できないおそれがあったため、これまで、火災通報装置にはアナログ電話回線を使用することとされていました。ところが、近年のIP電話の急速な普及に伴い、誤って火災通報装置をIP電話回線に接続してしまう事例が散見され、実際に適切に通報がなされない事案も発生していました。

このため、IP電話回線に対応した火災通報装置を設置できるようにするための規定整備について、消防本部等から要望が寄せられていたところであり、また、平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受け

て設置された有識者委員会の報告書においても、有床診療所及び病院における火災通報装置の設置義務の強化が提言されるとともに、IP電話回線への対応の必要性について指摘がなされました。

これらの状況を踏まえ、当課の要請により平成26年9月に一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて「火災通報装置の基準検討委員会」が設置され、平成27年2月には、「IP電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書」が取りまとめられました。

改正省令及び改正告示は、当該報告書の内容を参考に、IP電話回線を使用する場合の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めたものです。

### 3 改正の概要

#### (1) 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正

##### ア 火災通報装置に使用することができる電話回線

前述のとおり、従前の規則及び基準告示の規定は火災通報装置にアナログ電話回線を使用することを前提としていましたが、これは、規定当時においてはアナログ電話回線以外の電話回線を用いて緊急通報を行うことは想定されていなかったためだと考えられます。そのため、火災通報装置に使用することができる電話回線については、明文の規定が置かれていませんでした。

今回、IP電話回線の使用を可能とするに当たり、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること」を技術上の基準として明文化することとしました（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第25条第3項第2号）。当然のことながら、緊急通報の確実性等が担保されたIP電話回線は、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」に含まれることとなります。

なお、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれ」のある電話回線には、050から始まる番号を有するIP電話回線のほか、後述する蓄積音声情報の送付から呼返し信号の送付までの時間が5秒より長い時間に設定されたIP電話回線や、新しい技術を用いた電話回線で緊急通報の確実性等が担保されていないものなど、現時点で存在しない電話回線も含まれる可能性があります。

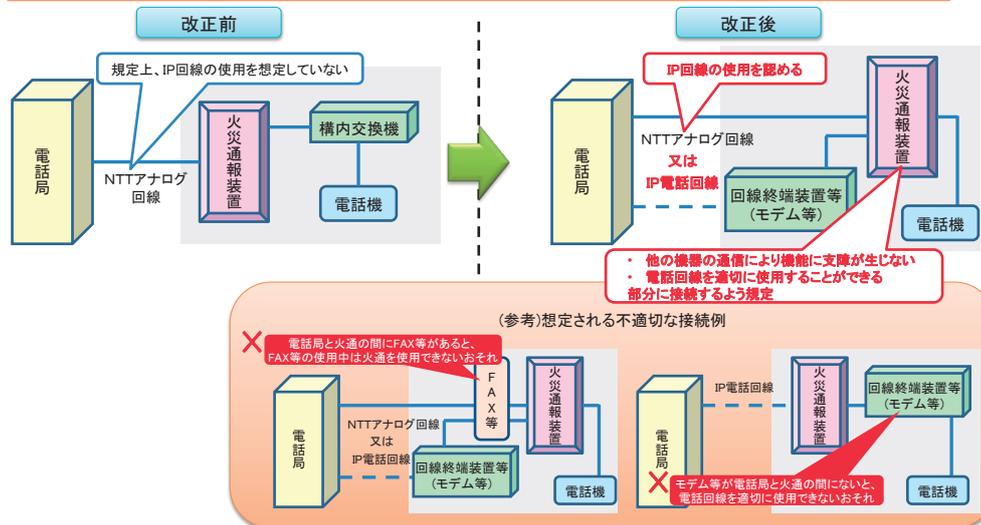
##### イ 火災通報装置の接続箇所

火災通報装置は、①電話回線を適切に使用することができ、かつ、②他の機器等が行う通信の影響により

## ①火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正

### 概要

- 火災通報装置におけるIP電話回線の使用を容認
- IP電話回線を使用する場合等を考慮し、火災通報装置の接続箇所に係る規定を改正



当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分に接続することとしました（新規則第25条第3項第3号）。

①は、IP電話回線を使用するために必要となるモデム等の装置を適切な箇所に接続しないと、通報等が確実に行われぬおそれがあることを踏まえたものです。

②は、電話機やファクシミリ等の機器を同一の電話回線に接続する場合に、当該機器を火災通報装置よりも電話局側に接続してしまうと、当該機器の行う通信が火災通報装置の機能に悪影響を及ぼすおそれがあることを踏まえたものです。これは、従前、火災通報装置は「交換機等と電話局の間となる部分に接続すること」と規定していたところ、交換機以外にも火災通報装置の機能に支障を及ぼす機器があること等を勘案して表現を改めたものであり、アナログ電話回線を使用する場合における従前の取扱いを変更するものではありません。

なお、火災通報装置の接続方法については、追って通知等で考え方を示す予定です。

## (2) 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正

### ア 蓄積音声情報送出後の待機時間

火災通報装置を起動し、消防機関がこれに応答すると、自動的に蓄積音声情報（火災である旨及び防火対象物の所在地等）が消防機関に送出され、その後、消

防機関側から呼返しを行うことにより、音声通話を行うことが可能です。

アナログ電話回線を使用する場合は、蓄積音声情報送出後、自動的に回線が保持された状態となるため、消防機関側で操作を行うことにより、確実に呼返しを行うことができます。

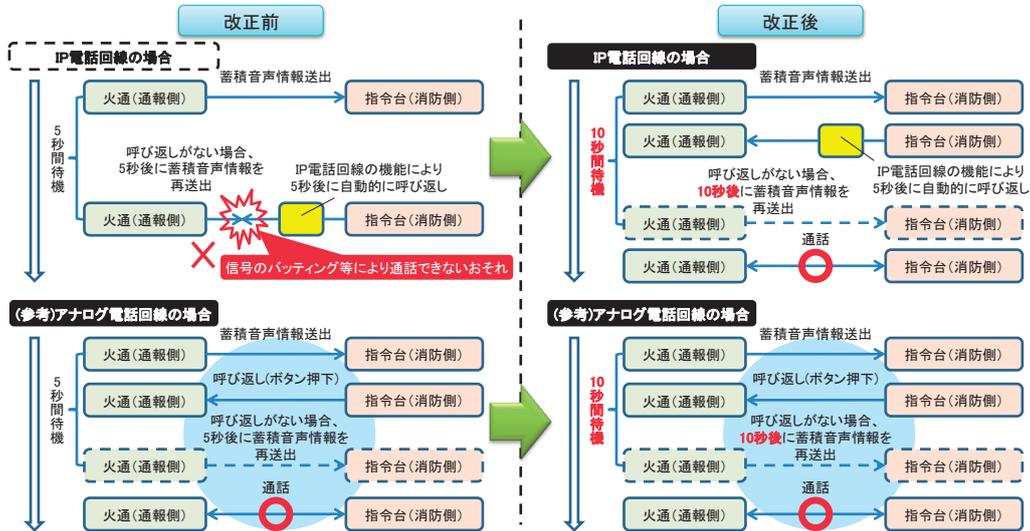
IP電話回線では、蓄積音声情報送出後の回線保持ができないものもあるため、蓄積音声情報送出後に自動的に通報側に対し呼返し信号を送出することとされており、蓄積音声情報の送出から呼返し信号の送出までの時間は、現在、どの通信事業者においても5秒で統一されています。ところが、従前の規定では、火災通報装置は、呼返し信号を受信できなければ、蓄積音声情報送出の5秒後に蓄積音声情報を再送出することとされており、この再送出のタイミングが呼返し信号の受信より僅かでも早くなると、信号のバッティング等により音声通話が不成立となっていました。

これを解決するため、今回、蓄積音声情報の送出から再送出までの呼返し信号待機時間を10秒間に延長することとしました（改正告示による改正後の基準告示（以下「新基準告示」という。）第3第8号(一)）。なお、アナログ電話回線を使用する場合も、新基準告示の規定の適用後に新設する火災通報装置については、呼返し信号の待機時間が10秒間に延長されることとなります。

## ②消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正

### 概要

- IP電話回線を使用する場合にも消防機関からの呼返し信号を確実に受信するため、待機時間を10秒間に延長



### イ 通話終了後の待機時間

IP電話回線を使用する場合、アナログ電話回線を使用する場合と異なり、回線保持ができない場合があるため、消防機関側からの呼返し信号より先に第三者からの着信が入る可能性があります。消防機関側からの呼返しと勘違いして第三者からの着信に応答してしまい、すぐに切断するといったケースは十分に想定されるため、IP電話回線を使用する火災通報装置は、第三者との通話が終了した後においても呼返し信号を受信できるようにしておく必要があります。

従前の規定では、「電話回線を誤って開放した場合等」には、呼返し信号の送出手を再度待機するよう定めていましたが、第三者との通話を切断した場合が該当するか否かが明確ではありませんでした。

そこで、消防機関との通話であるか第三者との通話であるかを問わず、通話が終了した後は、少なくとも10秒間、呼返し信号を受信できるようにすることを明確に規定しました(新基準告示第3第8号(三))。なお、IP電話回線では、通報側が話し中であっても、消防機関が回線を切断しない限り呼返し信号を5秒間隔で繰り返し発信する仕様となっているため、蓄積音声情報送出手後と同じ10秒間の待機時間で確実に呼返し信号を受信できると考えられます。

### (3) 確実な電源供給のための基準の改正

#### ア 回線終端装置等の予備電源

アナログ電話回線を使用する場合、常用電源が停電した場合であっても、火災通報装置本体に設けられている予備電源により通報等を行うことが可能となっています。

一方、IP電話回線を使用しようとする場合、モデム等の装置に予備電源の設置義務がないため、火災通報装置本体に予備電源が設けられていても、停電時には火災通報装置を使用できなくなってしまうおそれがありました。

これを解決するため、今回、IP電話回線を使用する場合には、予備電源が設けられた回線終端装置等(回線終端装置(モデム、ONU等)その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。以下同じ。)を介して使用することとしました(新基準告示第3第16号)。また、回線終端装置等に設ける予備電源について、火災通報装置に設ける予備電源と同等の性能等を求めることとしたほか、回線終端装置等そのものの構造、性能等についても、火災通報装置に係る規定の一部を準用しました(新基準告示第3第17号において読み替えて準用する新基準告示第3第9号から第13号まで)。

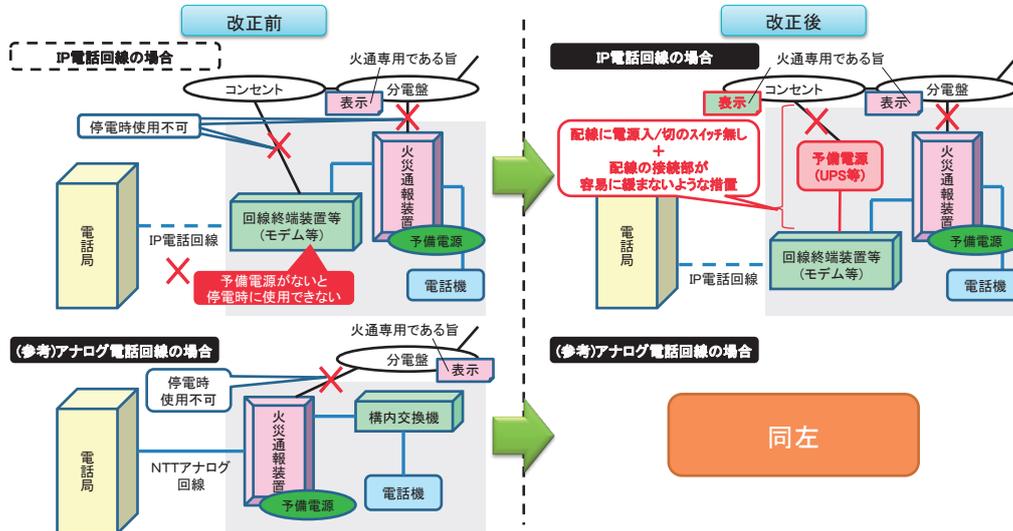
#### イ 回線終端装置等の配線

火災通報装置本体の常用電源は、後述する一部の例外を除き、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされています。しかし、I

## ③ 確実な電源供給のための基準の改正

### 概要

- ・ 停電時に備え、IP電話回線を使用するために必要な回線終端装置等(モデム等)にも予備電源の確保を義務づけ
- ・ 回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合において、配線の接続部に所要の措置等を義務づけ



P電話回線の使用に必要な回線終端装置等は、常用電源をコンセント等からとるものが一般的であると想定されるため、当該回線終端装置等についても火災通報装置本体と同様の措置を求めることは非現実的です。

一方、常用電源をコンセント等からとる場合には、意図せず電源プラグが脱落してしまったり、他の電源プラグと誤って抜いてしまったりする危険性があります。

そのため、回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとることも可能とした上で、その場合には、分電盤との間の配線に開閉器(スイッチ)を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとしました(新基準告示第3第17号において読み替えて準用する新規則第25条第3項第4号イ)。

さらに、火災通報装置の配線に、コンセントとプラグといった接続部がある場合には、分電盤の開閉器に加えて当該接続部にも火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示することとしました(新基準告示第3第17号において読み替えて準用する新規則第25条第3項第4号ロ)。

また、これに伴い、既に常用電源をコンセント等からとることが例外的に認められている火災通報装置についても、同様の措置を求めることとしました(新規則第25条第3項第4号)。

なお、「配線の接続部が容易に緩まないような措置」については、追って通知等で考え方を示す予定です。

## (4) 施行期日及び経過措置について

改正省令及び改正告示のうち火災通報装置の技術上の基準に関する部分は、平成28年4月1日から施行することとしました。

なお、施行後は従来のアナログ電話回線を使用する火災通報装置についても蓄積音声情報の送付から再送付までの呼返し信号待機時間を10秒間とする等の対応が必要になりますが、現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事の防火対象物又は平成29年9月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における火災通報装置については、新基準告示の規定に適合しなくてもよいこととしました。ただし、IP電話回線に接続する場合は、これらの火災通報装置であっても必ず新基準告示の規定に適合することが必要となるため、留意が必要です。

## 4 おわりに

今回公布した改正省令及び改正告示に関して、「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について(通知)」(平成28年2月24日付け消防予第49号)を地方公共団体宛てに通知しました。今後も、必要に応じて情報提供等を行っていく予定です。

### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523